

| | | | |
|-----|------------------------|----|--------------|
| 実施日 | 令和5年5月22日 令和5年5月30日 | 担当 | 長崎労働基準監督署 方面 |
|-----|------------------------|----|--------------|

タクシー事業者を対象とした働き方改革関連法に関する説明会を開催しました。

長崎労働基準監督署(署長 中里 晋)は、平成31年4月1日から順次施行されている働き方改革関連法や令和6年4月1日に自動車運転者の労働時間等の改善のための基準が改正されることを踏まえ、長崎労働基準監督署管内のタクシー事業者に対して、働き方改革関連法の趣旨や改正内容についての説明会を行いました。



(5月22日の説明会の様子)



(5月29日の説明会の様子)

当署におきましては、引き続き働き方改革関連法等の周知に努めてまいります。

また、現在、当署では、働き方改革関連法についての説明を行っています。希望される企業については、当署までご連絡ください(企業に訪問してご説明いたします。)

長崎労働基準監督署 方面 (電話) 095-846-6391